

とりまとめの上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただきました。

整理番号	該当箇所 第 章 (ページ 行)	意見	県の考え方
1	第3章 16 ページ	(3) 地域特性や居住ニーズを踏まえた多主体連携による地域の活性化 市町村の記載がありませんが、ここでは、市町村の役割が最も大きいのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、記述を追加します（下線部）。 「また、地域特性やニーズを的確に捉えた活性化策を進めていくためには、 <u>県や市町村以外にも</u> 、地域コミュニティやNPO、民間事業者等の多様な主体の参画を促し、……」
2	第3章 17 ページ	住生活基本法第7条の引用で、 「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び <u>推進</u> する」と言い換えています。理由がなければ、法の通り「 <u>実施</u> する」とするべきだと思います。	御意見のとおり、記述を修正いたします（下線部）。 「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び <u>実施</u> する」
3	第4章 19 ページ	・空家等対策計画を策定した市町村数の全市町村数に対する割合 第6章ではすべてのゾーンで空き家を課題と記載しているの、そうであれば、一貫性のある目標値として、54市町村（全市町村）としたほうがよいのではないのでしょうか。	第6章 地域別の方向性は、「若年・子育て世帯」「高齢者」「空き家」を中心に、千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」に示されたゾーン毎に主な方向性や、市町村における取り組みの例示したものととなりますが、空き家対策にかかる状況は各市町村毎に異なることから、全国計画の目標に即した設定としております。

4	第5章 22 ページ	①子育てに適した住宅の供給の誘導 需給状況を見据えて、既存住宅を活用した子育て世帯支援も考慮したほうがよいのではないのでしょうか。	御意見につきましては、今後施策を進めていく上での参考とさせていただきます。
5	第5章 23 ページ	③若年・子育て世帯に向けた住宅相談・住み替え支援の充実 2)で一元的な相談窓口の設置について検討するとなっておりますが、一般的な子育て世帯は、P39の例のように、インターネット等を活用した情報発信の方を求めているのではないかと思います。 その上で、住宅確保要配慮者に対しては居住支援団体や福祉施策と連携した相談窓口があるというような使い分けを検討したらいかがでしょうか。	御意見につきましては、今後施策を進めていく上での参考とさせていただきます。
6	第5章 23 ページ	①高齢者が安心して住まえる住宅の確保 高齢者が居住している住宅には、老朽化が進み、耐震性も確保されていない住宅が多いとみられます。 バリアフリー改修に合わせ、同時に躯体の補強が行えるよう建築関連団体等とともに技術的な検討が必要ではないかと思われれます。	住宅の耐震性の確保については、目標3（2）①住宅の安全性の向上（P28）にて、基本的施策を記載しておりますが、御意見につきましては、今後施策を進めていく上での参考とさせていただきます。
7	第5章 24 ページ	②住宅地等の再生に向けた取り組みの推進 県内には、建設後相当期間が経過した大規模団地が多数立地しています。これらの団地に居住する高齢者が例えば自動車を運転できなくなった場合の徒歩圏内のスーパーマーケット、医療機関等の維持をどうするのか、または立地やアクセスについて、まちづくりの視点から検討が必要な時期に来ているのではないかと思います。 また、居住している高齢者が亡くなった場合は、次の世代が入居せずにゴーストタウン化することが危惧されるのではないのでしょうか。良質な住宅・住環境としてとらえるだけでなく、時間とともに負の遺産となる可能性が高いという危機感があってもいいような気がします。	御意見につきましては、今後施策を進めていく上での参考とさせていただきます。

8	第5章 25 ページ ② 第5章 29 ページ ①	P25②民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保 P29①空き家の利活用の推進 国交省が空き家を活用した公的な賃貸住宅の供給について検討しているの、県においても住宅セーフティネットの構築に向けた空き家活用の検討を盛り込むべきと考えます。	御意見いただいた内容については、国土交通省で「新たな住宅セーフティネット制度の創設」に向けて検討を進めている事項であり、その動向を注視してまいります。
9	第5章 27 ページ	①良質な住宅の供給の促進 国では2020年に新築住宅の省エネ義務化の方針で検討がされていますが、実施された場合、県内の地域工務店では対応できないところが出てくるのが危惧されます。これを機に廃業する工務店が続出しないように事業者に対して技術的支援を積極的に行っていくべきではないでしょうか。	建築物省エネ法に係る事業者への支援については、目標3(1)①良質な住宅の供給の促進での基本的施策において、省エネ基準に係る事業者への情報提供(P28)として記載しておりますが、頂いた御意見については、今後施策を進めていく上での参考とさせていただきます。
10	第5章 32 ページ	③住生活関連サービスの促進 この内容は、住生活産業の活性化と担い手の育成での記載が適切なのか疑問を感じます。 この施策の内容ならば、産業界よりも、むしろ高齢者なのではないかと思うので、記載するなら目標1の(2)でいかがですか。	御意見を踏まえて、目標1(2)高齢者が安心して暮らせる地域社会づくり(P23)にも、基本的施策を併記いたします(下線部)。 「④住生活関連サービスの促進 1) 商工団体や商店街団体が行う買い物弱者対策への支援や、見守りサービスなどの普及にかかる取り組みの実施など、住生活関連サービスを促進します。」
11	第5章 34 ページ	③犯罪の起こりにくい環境の整備 住宅施策としては、防犯のためにも空き家対策が必要と思いますが、どこかに入れないでしょうか。空き家により死角が増えると治安の悪化を招きます。	空き家対策については、目標3(3)空き家の利活用と適切な管理の推進(P29)にて記載しておりますが、頂いた御意見については、今後施策を進めていく上での参考とさせていただきます。

12	第6章 36～57 ページ	若年子育て、高齢者、空き家についてまとめていますが、P16第3章で設定している重視するテーマのうち、住宅セーフティネットも記載し、最低居住面積水準未達の世帯が多い都市部や、高齢者のみの世帯が多い農村漁村部などの住宅確保要配慮者に関する分析と施策が必要ではないでしょうか。	第6章 地域別の方向性については、網羅して掲載することが困難であるため、少子高齢化の進展から「若年・子育て世帯」「高齢者」と、本県で増加傾向にある「空き家」に絞り、記載いたしました。 頂いた御意見の対象分析にかかる部分については、住宅セーフティネットにかかる施策を検討するにあたり、参考とさせていただきます。
13	別記4 70 ページ	全国計画の引用部分ですが、最後に「③ 既存住宅を活用する場合などで、地域における住宅事情を勘案して地方公共団体が住生活基本計画等に定める面積が確保されている場合」とあります。 例えば25㎡未満の空き家について活用促進する場合は検討が必要ではないでしょうか。8期5計までの最低居住水準を満たして作られた18㎡以上の大量の既存住宅ストックについてはどうするのか、全ての世帯の最低居住面積水準を満たすという施策と矛盾しないように検討するべきではないかと感じられます。	御意見いただいた部分については、本計画では特段定めておりませんが、社会経済情勢等の変化により、必要とされた場合には、他計画も含めて設定できるよう、全国計画に即して記載をしております。
14	第5章 29 ページ 30 ページ 32 ページ	伝統的な建築様式をもつ「古民家」は、日本の住宅文化を継承する貴重なものであるが、昨今の空家問題や法規整備の遅れ等により、その価値に気付かず、解体されてしまうものが多い。 平成28年3月18日に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」には、「伝統的な日本家屋としての古民家等の再生や他用途活用を促進」や「伝統的な技術を確実に承継し発展させる」との、古民家にかかる記載があることから、第3次千葉県住生活基本計画にも同様の文言を明示できないか。	御意見の古民家の再生にかかる部分については、目標3(3)①空き家の利活用の推進(P29)での、「空き家の利活用方策の検討」等の基本的施策の対象に含まれるものとして、記載しておりますが、頂いた御意見については、今後施策を進めていく上での参考とさせていただきます。